

夫婦別姓は何故「嫌われる」のか？

北原 零未

Why not Allowed All People to Retain Their Surnames after Getting Married in Japan ?

QUITAHARA Lemmin

It is natural to use separate surnames after getting married in many countries in the world. In Japan, however, they must choose single-surname (family name of a man or a woman) if they want to marry. So if they want to retain their surnames, they have no other choice but to get “de facto marriage” (common-law marriage).

This paper observes why not allowed all people to retain their surnames after getting married in Japan, and, in France, the right of a married couple to use different surnames is normal ?

キーワード：選択的夫婦別姓，非嫡出子，婚姻制度，父姓，母姓，家族，事実婚

はじめに——関心の所在

筆者の研究テーマは日仏における「家族」のありようである。すなわち、そもそも「家族」とは何か、どのようなカップル形態が受容されているのか、各種カップル形態の間に法的・社会的差があるのか、家族形態によって子供はどう扱われるのか、などである。そして近年の関心は、両国それぞれの婚姻制度が誰を守り、誰を排除するのかといった点にある。傾向と強度の差はあるものの、今なお婚姻制度こそがカップル形態の頂点に「君臨」しているという点では日仏共に同じである¹⁾。

そもそも「家族」にはこれといって明確な定義はない。その時代、その土地によって何となく「あるべき家族の姿」とされているものがあるだけであり、結局のところ何を家族とするか、誰を家族と看做すかは個人個人異なる。血縁や法的関係だけが家族の根拠ではない。従前の異性愛や法律婚、血縁を基準とした家族観に対して、国連は唯一の家族像を追求しないことを強調しているし、ユネスコも家族には多様性があることを前提としている。現在では、主観的家族観（各個人が家族であると思うものが家族）が拡がっている²⁾。しかしながらこの何となく

「こうあるべき」というのは意外と強固である。そしてここで重要なファクターとなるのが婚姻制度である。婚姻制度に対しては様々な批判もあり、そして変容・瓦解してきてはいるものの、いまだ家族制度の基盤となっている。そのため筆者が強い関心を抱いているのが「結婚の特権化」である。今なおなぜ多くの人が結婚にアクセスしたがるのか、またなぜ保守派・伝統主義者は婚姻外のライフスタイルを選択した人／選択せざるをえない人を社会的に排除したがるのか。あるいは、婚姻の権利を万人に認めず、排除する人間をつくりたがるのか。婚姻制度が、それ以外のライフスタイルを差別化し、守られているのはなぜかである。

そこで本稿では、こうした関心から派生して、なぜ日本では夫婦別姓（夫婦別氏）が受容されないのか、フランスではどのようなになっているのかといった点に論点を絞って整理してみたい。というのは、夫婦同姓の強制は日本固有とまではいかなないまでも、それが事実上婚姻成立要件となっていることから、日本の婚姻制度の特徴といえるからである。

1. 日本における夫婦同姓の法的強制力

(1) もはや少数派の日本

現在、婚姻に際して夫婦同姓を強制する国は世界的に見れば少数派である。中国や韓国（朝鮮）のように、元より夫婦同姓の習慣のない国もあれば、ミャンマーのようにそもそも姓・苗字というものが存在しない国もある。ヨーロッパは（筆者が知る限り）姓と名が存在するが、現在では婚姻にあたって同姓を強制されることの方が稀である。

しかしながら日本においては今なお、同姓とすることが婚姻の成立要件の1つとなっている。この夫婦同姓に着目したとき、興味深いのは明治まで遡るとむしろ日本はきわめてラディカルだった点である。

細かい条件や内容に差はあるものの、婚姻制度というものの自体は多くの社会に古くから存在する。種の再生産、および各家の財産相続人の明確化にあたっては、便利なシステムだからである。岩志（2010）は、そもそも種の再生産という生物学的な保存本能に各種の要素を加味して社会制度として作り上げたのが婚姻制度であるとする³⁾。現在の民法の基礎となっているのは明治31年民法の婚姻制度であるが、この時点ですでに当事者同士のみで自由意思によって婚姻が成立するとしており、この点できわめて近代である。また、姓の統一は婚姻の条件ではあるものの、男性姓に限定してはいない⁴⁾。戦後ももちろん婚姻法は改正されているが、ただここで改めて法律婚主義が確認される。法律行為としての婚姻には幾つかの法的効果・制約が発生するわけだが、「中でも、夫婦同氏については、婚姻の届出の際に届書に婚姻後の夫婦の氏を記載する必要があるが、これを記載しなければ届出そのものが受理されないため、実質的に婚姻の成立要件と同じような機能を果たすものとなっている」⁵⁾のである。法律上は男女いずれの姓を選択しても良いことになっているが、イエ制度の名残により、現在でも多くは女性が改

姓することから「自己の氏の変更によって生ずる不利益は事実上女性に押しつけられているのであり、そのような中で同氏を強制することは、妻は家庭にという考え方を助長し、ひいては個人としての女性の社会活動の妨げとなりかねない」⁶⁾。また、姓が同じであることが家族の一体性を保障するものではなく、「同氏の強制の維持は、真剣な愛情の上に夫婦関係、さらに家族関係を形成したいが、自らのアイデンティティを否定したくはないと考える人々に、婚姻を認めないといっているのに等しい」⁷⁾のである。

明治31年の時点で、婚姻の条件を当事者の自由意思と明記している点、同姓は条件であるものの、男女どちらの姓でも問わない点、これらについては、当時の諸外国と比べると日本はむしろ先進的であったといえよう。しかし、結局のところ一方で強固なイエ制度の片鱗が今なお残されており、しかも日本には戸籍制度もあるため、実際には男性姓が優先され、現在に至っても岩志が指摘する通りの状況である。極論すれば、我が国は姓を変えたくないと考える人間(とりわけ女性)には婚姻の資格なしと看做しているのである。したがって今や先進国では当たり前となっている夫婦別姓は日本では成立しないし、それどころか選択的夫婦別姓の余地すらない。

(2) 2015年最高裁判決

平成に入る頃にはすでに選択的夫婦別姓に対する要望も顕在化し、1996年の民法改正要綱において、婚姻に際しては同姓でも別姓でも選択可能であるとする(つまり同姓を婚姻成立要件から外す)選択的夫婦別姓への移行が提案されている。しかしながら、その後長い議論を経、法廷にも持ち込まれているが、2015年末に夫婦同姓の強制は合憲であるとの最高裁判決が出されている⁸⁾。長くなるが別姓制度を考える上で重要な部分なので、裁判の過程で同姓の強制を違憲と判断した裁判官の見解を引用しておきたい。「多数意見の述べるとおり、氏は個人の呼称としての意義があり、名とあいまって社会的に個人を他から識別し特定する機能を有するものである。そして、夫婦と親子という身分関係は、人間社会の最も基本的な社会関係であると同時に重要な役割を担っているものであり、このような関係を表象するために同一の氏という記号を用いることは一般的には合理的な制度であると考えられる。社会生活の上でその身分関係のある程度判断することができ、夫婦とその間の未成熟子という共同生活上のまとまりを表すことも有益である。夫婦同氏の制度は、明治民法(昭和22年法律第222号による改正前の明治31年法律第9号)の下において、多くの場合妻は婚姻により夫の家に入り、家の名称である夫の氏を称することによって実現されていた。昭和22年法律第222号による民法改正時においても、夫婦とその間の未成熟子という家族を念頭に、妻は家庭内において家事育児に携わるといふ近代的家族生活が標準的な姿として考えられており、夫の氏は婚姻によって変更されず妻の氏が夫と同一になることに問題があるとは考えられなかった。実際の生活の上でも、夫が生計

を担い、妻がそれを助けあるいは家事育児を担うという態様が多かったことによって、妻がその氏を変更しても特に問題を生ずることは少なかったといえる。本件規定は、夫婦が家から独立し各自が独立した法主体として協議してどちらの氏を称するかを決定するという形式的平等を規定した点に意義があり、昭和22年に制定された当時としては合理性のある規定であった。したがって、本件規定は、制定当時においては憲法24条に適合するものであったといえる。ところが、本件規定の制定後に長期間が経過し、近年女性の社会進出は著しく進んでいる。婚姻前に稼働する女性が増加したばかりではなく、婚姻後に稼働する女性も増加した。その職業も夫の助けを行う家内的な仕事にとどまらず、個人、会社、機関その他との間で独立した法主体として契約等をして稼働する、あるいは事業主体として経済活動を行うなど、社会と広く接触する活動に携わる機会も増加してきた。そうすると、婚姻前の氏から婚姻後の氏に変更することによって、当該個人が同一人であるという個人の識別、特定に困難を引き起こす事態が生じてきたのである。そのために婚姻後も婚姻前の氏によって社会的経済的な場面における生活を継続したいという欲求が高まってきたことは公知の事実である。そして識別困難であることは単に不便であるというだけではない。例えば、婚姻前に営業実績を積み上げた者が婚姻後の氏に変更したことによって外観上その実績による評価を受けることができないおそれがあり、また、婚姻前に特許を取得した者と婚姻後に特許を取得した者とが同一人と認識されないおそれがあり、あるいは論文の連続性が認められないおそれがある等、それが業績、実績、成果などの法的利益に影響を与えかねない状況となることは容易に推察できることである。氏の第一義的な機能が同一性識別機能であると考えられることからすれば、婚姻によって取得した新しい氏を使用することによって当該個人の同一性識別に支障の及ぶことを避けるために婚姻前の氏使用を希望することには十分な合理的理由があるといわなければならない。このような同一性識別のための婚姻前の氏使用は、女性の社会進出の推進、仕事と家庭の両立策などによって婚姻前から継続する社会生活を送る女性が増加するとともにその合理性と必要性が増しているといえる。現在進行している社会のグローバル化やインターネット等で氏名が検索されることがあるなどの、いわば氏名自体が世界的な広がりを持つようになった社会においては、氏による個人識別性の重要性はより大きいものであって、婚姻前からの氏使用の有用性、必要性は更に高くなっているといわなければならない。我が国が昭和60年に批准した『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』に基づき設置された女子差別撤廃委員会からも、平成15年以降、繰り返し、我が国の民法に夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が含まれていることについて懸念が表明され、その廃止が要請されているところである。次に、氏は名との複合によって個人識別の記号とされているのであるが、単なる記号にとどまるものではない。氏は身分関係の変動によって変動することから身分関係に内在する血縁ないし家族、民族、出身地等当該個人の背景や属性等を含むものであり、氏を変更した一方はいわゆるアイデンティ

ティを失ったような喪失感を持つに至ることもあり得るといえる。そして、現実には96%を超える夫婦が夫の氏を称する婚姻をしているところからすると、近時大きなものとなってきた上記の個人識別機能に対する支障、自己喪失感などの負担は、ほぼ妻について生じているといえる。夫の氏を称することは夫婦となろうとする者双方の協議によるものであるが、96%の多数が夫の氏を称することは、女性の社会的経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであるといえるのであって、夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しているのである。そうすると、その点の配慮をしないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、また、自己喪失感といった負担を負うこととなり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない。そして、氏を改めることにより生ずる上記のような個人識別機能への支障、自己喪失感などの負担が大きくなってきているため、現在では、夫婦となろうとする者のいずれかがこれらの不利益を受けることを避けるためにあえて法律上の婚姻をしないという選択をする者を生んでいる。本件規定は、婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものである。しかし、婚姻は、戸籍法の定めるところにより、これを届け出ることによってその効力を生ずるとされ（民法739条1項）、夫婦が称する氏は婚姻届の必要的記載事項である（戸籍法74条1号）。したがって、現時点においては、夫婦が称する氏を選択しなければならないことは、婚姻成立に不合理な要件を課したものとして婚姻の自由を制約するものである。多数意見は、氏が家族という社会の自然かつ基礎的な集団単位の呼称であることにその合理性の根拠を求め、氏が家族を構成する一員であることを公示し識別する機能、またそれを実感することの意義等を強調する。私もそのこと自体に異を唱えるわけではない。しかし、それは全く例外を許さないことの根拠になるものではない。離婚や再婚の増加、非婚化、晩婚化、高齢化などにより家族形態も多様化している現在において、氏が果たす家族の呼称という意義や機能をそれほどまでに重視することはできない。世の中の家族は多数意見の指摘するような夫婦とその間の嫡出子のみを構成員としている場合ばかりではない。民法が夫婦と嫡出子を原則的な家族形態と考えていることまでは了解するとしても、そのような家族以外の形態の家族の出現を法が否定しているわけではない。既に家族と氏の結び付きには例外が存在するのである。また、多数意見は、氏を改めることによって生ずる上記の不利益は婚姻前の氏の通称使用が広まることによって一定程度は緩和され得るとする。しかし、通称は便宜的なもので、使用の許否、許される範囲等が定まっているわけではなく、現在のところ公的な文書には使用できない場合があるという欠陥がある上、通称名と戸籍名との同一性という新たな問題を惹起することになる。そもそも通称使用は婚姻によって変動した氏では当該個人の同一性の識別に支障があることを示す証左なのである。既に婚姻をためらう事態が生じている現在において、上記の不

利益が一定程度緩和されているからといって夫婦が別の氏を称することを全く認めないことに合理性が認められるものではない。以上のとおりであるから、本件規定は、昭和22年の民法改正後、社会の変化とともにその合理性は徐々に揺らぎ、少なくとも現時点においては、夫婦が別の氏を称することを認めないものである点において、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っており、憲法24条に違反するものといわざるを得ない⁹⁾。

(3) 旧姓使用の受容

しかし、最高裁の最終的な判断は、夫婦同姓には合理性があり、同姓の強制は両性の平等を定めた婚姻法に反しない。また、女性達の苦勞はわかるものの、現在では日常生活での旧姓使用が広まっており、さほどの問題とはならないというものである¹⁰⁾。この見解は、そもそも夫婦別姓の本質が理解できていないのではないかと思われる。違憲とした見解の中にもあるように、日常生活で旧姓使用が広がっているから良いというものではなく、何よりの問題点は、アイデンティティなのである。なぜ結婚をし、家族になりたいと思うにあたって改姓を強制されなければならないのか、そこにはもはや何ら合理性も正当性もない、という点が争点なのである。

こうした本質的な問題はとりあえず措くとして、日常生活における旧姓使用の受容に着目したとしても、最終判決でいわれている程、旧姓使用は許容されてはいない。職業・資格（とりわけ国家資格）によっては戸籍上の氏名しか認められないものもあるし、旧姓使用を認めない職場も少ないとはいえない状況である。2013年に財団法人「労務行政研究所」が従業員数500人以上の企業を対象に行った調査によれば、旧姓使用を認めているのは65.4%である。逆にいえば35%の企業については旧姓使用を認めていない。しかもこれは従業員数500人以上の場合であって、それ以下の場合には、認めない企業数の割合は増加するであろうと予測されている¹¹⁾。

ここでひとつ筆者がかつての職場で経験した実例を挙げておきたい。その職場では既婚女性の旧姓使用が禁じられていた。まず「既婚女性」限定という点が多分に差別的である。完全なダブルスタンダードで、男性の場合は旧姓使用が認められるのである。婚姻に際して女性が改姓をするのは当然のことであり、結婚したにもかかわらず旧姓を名乗ろうとするのは単なるわがままに過ぎないが、男性が改姓をするとなるとそこにはやむにやまれぬ事情があるはずであり、また婚姻前と婚姻後で姓に一貫性がないと業務上著しく不便であろう、というロジックであった。これが内規として明文化されていたのか、不文律であったのかは今となっては定かではないが、ある女性が結婚した翌日、祝辞とともに「以後、たとえ親しい同僚同士であっても旧姓で呼ぶことを禁ず」というお触れが回った。のみならず、彼女には旧姓に由来する愛称が

あったのだが、それすらも「旧姓に由来するものだから」という理由で禁じられ、誰かがうっかり呼ぼうものなら、その都度上司の厳しい注意が入るという状況であった。あくまでこれは筆者の個人的体験に過ぎないし、ここまで極端な職場はそう多くはないであろう（と思いたい）が、このような状況が特別人権違反とも個人の尊厳への侵害とも看做されないのが現状である。

（4）別姓反対派と賛成派、それぞれのスタンス

日常生活における通称としての旧姓使用すら危うい状況であることを考えれば、ましてや夫婦別姓など以ての外ということであろう。しかし、そもそも夫婦別姓を望む人たちは何も、全ての夫婦が別姓にすべきである、といているわけではない。同姓でも別姓でも選択できるようにしてほしい、といているに過ぎない。しかしながらそれすら叶わないのが現在の日本である。

なぜこれほどまでに別姓は嫌われるのか？ 実は別姓反対派にも多様性がある。ある意味最も分かりやすいのは、「家族の一体感がなくなる」「日本の良き伝統が崩れる」「女性の社会進出が家族崩壊の原因であり、別姓の容認はさらに拍車を掛けることになる」「国家解体運動の一環」「子供がかわいそう」「別姓を認めれば、同性婚も認めるようになる、気持ち悪い」といった右派や保守派の意見で、ほとんどパターン化している。いずれも実際には何の根拠もない上に、相当に飛躍している言い分であるが、別姓に限らず、家族がテーマとなるときに繰り返される普遍のパターンである。

しかし一方でこうしたアンチ・ジェンダー平等派とはまったく異なる立場から夫婦別姓に批判的な論者もある。善積（1997）によれば、夫婦別姓さえ法的に認めてしまえば婚姻届けを出さないカップルの増加という「問題」には片がつくと思っている人が多いという。すなわち、別姓や自由な生き方を支持する人の中にすら、「人々を婚姻制度の枠内に入れようとする潜在的意識が存在する」として、婚姻届は出さなければならないものであるという道徳観に多くの人が縛られていることを指摘している¹²⁾。そして選択的夫婦別姓（夫婦別姓選択制）の法制化によって届出婚主義が強化され、同姓を理由として法的婚姻を拒否しているわけではない非婚カップルの排除につながることを懸念している¹³⁾。別姓を求めることは、婚姻制度そのものには肯定的であるということであり、それは結局法律婚のバリエーションを増やすことに過ぎない。法律婚をより強固なものにすることになり、その結果婚姻制度や戸籍制度の枠外で生きたいと願う人々の排除につながるという考え方である。たしかに、結婚はしたいが姓は変えたくないというスタンスと、カップルで暮らしたいが婚姻制度の枠内に入りたくないというスタンスは、真逆である。伝統的な婚姻主義者からすれば、どちらも受け入れがたい制度破壊者に過ぎないのであるが、かたや婚姻制度の枠内に納まりたいといており、かたや制度そのものを否定しているのであって、この点については分けて分析することが必要である。

また、善積（1997）は同時に、子供を婚外子にしたいがために出産に際しては法律婚をするという別姓希望者の考え方は、事実婚や婚外子に対する差別であると非難している。この点に関して、別姓希望者にインタビュー調査を行った笹川（2008）によれば、「夫婦別姓が法的に認められていないことによる不便さ・理不尽さを日頃痛感している女性たちの判断基準は、子供自身が不利益を被らないかどうかであり、婚外子や非婚カップルへの差別に荷担する意識はな」い¹⁴⁾。たしかに善積の批判は一理あるが、おそらく当事者たちの感慨としては、特別婚外子や非婚カップルへの差別感はないのであろう。嫡出子／非嫡出子の区別が厳然として存在する日本においては、事実婚当事者の懸念は当然であるといえる¹⁵⁾。

一方、同姓・別姓以前に、そもそも婚姻制度は個人の性関係を国家が登録・管理するものであって、制度自体が愚かしい上に、登録した異性愛のカップルにのみ法的特権と経済的保護を与えるという形で、登録外のカップルやシングル、同性愛者を差別の対象とするという批判もある¹⁶⁾。

逆に別姓賛成派の中には、実は別姓制度の確立が目的ではなく、まずは別姓制度の実現から婚姻制度を瓦解させ、最終的には戸籍制度の解体を目指す向きもある。こうした人たちのスタンスは、戸籍は人々に何ら権利もたらさないばかりか、差別だけを生み出しており、家族にまつわるあらゆる差別の元凶となっている、というものである¹⁷⁾。

(5) 自らの姓に対するアイデンティティ

現在でも婚姻に際しては女性の改姓が当然であると思っているのが男女ともに多数派であろう。ここでいう「当然」とは「女なのだから改姓は当たり前、別姓を望むのは生意気」などという程強い意見のことではない。もちろんそうした意見もあるであろうが、多くは「何となくそういうもの」と思っているに過ぎず、同姓の強制について深く考えたことがないだけであろう（ただし、この「何となく」や深く考えない姿勢が、結局は排除や差別につながる危険因子ではある）。

多数派ではあろうが、改姓についてはひとそれぞれ思い入れがある。ここで、筆者がかつて既婚女性を対象に行ったインタビュー調査¹⁸⁾の結果をいくつか紹介しておきたい。

改姓にあたっての感慨を尋ねたところ、やはり多いのは「そういうものだった」「特に何とも思わなかった」というものであったが、やはり当然のように女性が改姓しなければならないことに疑問を感じていた人もいた。そして非常に多かったのが「改姓はとても面倒だった」という意見である。

一方、「是非変えたいと思った」「それこそ結婚の証だと思った」という程の強い思い入れも見られなかった。この点、学生など20歳前後の場合、とりわけ女性はロマンチック・ラブ概念が先行しているため、改姓に一種の憧れもあるようだが、実際に婚姻を経験している女性た

ちにはそれ程の思い入れもなかったようである。

例外的に改姓が嬉しかったとっていたのは、本来の苗字がきわめて珍しく、個人の特定性が高く出自までもが簡単に判ってしまうようなパターンの場合であった。たまたま結婚相手の苗字が非常に多い苗字だったため、平凡な名前になれて嬉しかったとっていた。たしかに、他人の戸籍を買うといった犯罪の域に踏み入れない限り、改姓というのは容易ではない。一般的な方法としては婚姻か養子縁組しかないであろう¹⁹⁾。

2. フランスにおける夫婦別姓

(1) フランスにおける議論の状況

結論を先にいってしまえば、フランスではとりたてて夫婦別姓議論が盛り上がったことはない。というのは、フランスがリベラルな国だからではなく、元より夫婦同姓は婚姻の成立要件ではないからである。ただし、かつての慣習法においては女性が男性姓に入ることは認められていたし、望ましいとされていた時代もある（逆は想定されていない）。さらに子供について見ると、父親の認知と一定の手続きを経ないかぎり、父姓を名乗ることはできない。日常生活の上では便宜上、父母双方の姓を併記することもできるが、法的効力はない。以前は非嫡出子であっても男児の場合は父姓を名乗っておくことが望ましいとされていた時代もある。というのは、そうしておけば家を継ぐべき嫡出子が死亡した場合など、非嫡出子を相続者として家に入れることがスムーズとなるからである²⁰⁾。

(2) フランスにおける婚姻とは

同姓の強制がないからといって、フランスの婚姻制度が日本のそれよりも「緩い」「甘い」制度であるわけではない。むしろ本来的にはフランスの婚姻制度の方が日本よりも何かと条件が厳しい。

日本にしてもフランスにしても本来、婚姻は有産階級を前提としたシステムである。元々は当人たちの愛情や信頼といったものはどうでもよく、それどころか合意すらも不要である。問題は家の財産の行方であって、財産を正当に継ぐべき人間が誰かを明確にするための制度が婚姻である。

日本のメディアは、事実婚²¹⁾のことを「フランス婚」といったりするが、フランスは特別事実婚に対して手厚い国ではないし、法律婚と事実婚を同等に扱ったりもしない。単に今では、法律婚であろうと事実婚であろうと世間的な批判にはさらされないというに過ぎない。

一般にフランスはジェンダー平等であり、自由なライフスタイルが保証されているかのようには思われているようだが、もともとカトリック教国であり、保守的・差別的な側面が今なお残っている。

フランスにおける婚姻とは、相互扶助を永続させ、人生の苦労を分かち合うことを目的とし、運命を共有するために結ばれる男性と女性の社会（共同体）である²²⁾。また婚姻の特殊性は、継続が義務づけられている点にある²³⁾。というのも、結婚以外のカップルには基本的に運命を共有する義務も、ましてその関係を継続させる義務もないのである。結婚以外のカップルは、基本的には単なる一時的な結合に過ぎず、結合も解消も当事者の自由（相手の合意すら不要）とされる。結婚だけが、2人の関係が永続的なものであることを前提かつ目的としており、唯一、解消を前提としないカップル契約なのである。

さらにここから派生して、婚姻の目的は子をなし育てることとなる²⁴⁾。つまり結婚とは、死に至るまでの男女の結合を前提としており、次世代再生産を円滑に進めるための枠組みなのである。だからこそ、法的婚姻関係にある男女の間に生まれた子供のみが正当な子供（嫡出子）として扱われ、婚外の結合から生まれた子供を正当ならざる子供（非嫡出子）として扱うことが正当化されることになるのだが、ただしフランスにおいては1972年に嫡出子／非嫡出子という区別は撤廃されている。

(3) 事実婚の増加と別姓

日本においては、事実婚を選択する大きな理由の1つに改姓の忌避、あるいは改姓できない事情などがある。が、フランスの場合はこれらは事実婚を選択する理由とはならない。

フランスで、とりたてて同姓／別姓の議論がなされないのは、そもそもの婚姻規定に同姓の強制がないからであるが、既述の通り、婚姻に際しては妻が夫の姓を名乗り、子供も父姓が優先される傾向にあった中で、どのように別姓が拡大して行ったのかを簡単に見ておきたい。別姓の一般化、子供による父姓・母姓選択の自由化は、事実婚の増加に連動している。

フランスの事実婚の歴史は長いが、日本で一般的に思われている程、事実婚を早くから容認していたわけではない。フランスが事実婚に寛容な国であると思われる要因の1つが婚外子の多さであろう（2015年現在、出生数のうち54%が婚外子）。子供の数の減少はフランスでも大きな課題であったものの、2000年に入り、EU諸国の中でいち早く出生率を回復させているが、その一因が、もはや法律婚にとらわれないカップル形態にあるとされる。そうしたこともあって、フランスは事実婚に寛容な国であるかのように思えるが、実際にはフランスは現在でも、あえて禁止はしないが、だからといって保護もしないという姿勢である²⁵⁾。

フランスにおいても事実婚はもともとは周辺的な位置づけであり、長らく批判にさらされてもいた。なぜならば、事実婚は本来は、選択肢のひとつではなく、むしろ結婚できない者の代替手段だったからである。平凡なライフスタイルとなるのは、1990年代以降である。ただ完全に一般化するのには90年代に入ってからであるが、事実婚という形態は1960年代以降増加の一途をたどる。婚姻数の減少、離婚数の増加、および事実婚の増加といった、家族形態の変化は、

社会の民主化に伴う女性の地位向上と関係があることは今更いうまでもないが、事実婚の増加の要因には、婚姻制度そのものの煩雑さがある。フランスにおいては、結婚・離婚、とりわけ離婚手続きがきわめて面倒なのである。

元々フランスの婚姻制度は有産階級を前提としており、手続きは複雑で費用も時間もかかるようにできていた。その一族の財産を相続すべき正当な次世代の再生産が目的であるから、そう簡単に結婚が認められないようなシステムになっていたのである。したがって無産階級や下層労働者階級では事実婚が増加せざるをえない。煩雑な手続きをこなせるだけの、時間的・経済的余裕がある者だけが結婚できるのである。しかも各種手続きは字が読めることが大前提となるので、一定の教育レベルも要求される。その意味でも、婚姻制度は最初から庶民は対象としていなかったのである。そのせいで事実婚が増えてしまったわけであるが、国家としてはそれはそれで認めがたい。結局、20世紀には、婚姻手続きの簡略化、各種証書の入手・作成の委託、費用の免除などが実施され、現在ではかなり簡略化されている。一方、離婚はいまだに面倒である。本来カトリックの国であるから、永らく離婚は禁止されていた。もちろん現在は離婚の自由が保証されているが、禁止時代の影響で今も離婚手続きは日本よりはるかに厄介である。

離婚させないために離婚手続きを複雑にしたところ、離婚できないから結婚しない、という結果になったのである。そして事実婚は一般化していく。事実婚である以上、法的には他人であるから当然ながら姓の統一などはない。こうして夫婦（のように暮らすカップルの）別姓は当たり前なこととなるのである。転じて、今では法的婚姻をしても同姓にしないことの方が一般的であり、子供については両親どちらの姓でも選択できる。そのことによる不利益はない。また、どちらかの姓に統一するのではなく、両方の姓を併記する複合姓も認められている。複合姓にするにあたっては父性・母性いずれかを先にしなければならないといった規定はない。

おわりに

フランスにおいても1960年代にはまだ事実婚はあまり望ましくないライフスタイルであるとされていた。事実婚当事者の最大の関心事は、子供の社会的受容であった。二宮（1986）によれば、事実婚カップルにとっても「婚姻は1つの規範であり、制度としての婚姻が家庭生活の安定を保障し、子の社会への参加の機会を増加させる点で、子の福祉にとって必要」だったのである²⁶⁾。事実婚という形態自体は自らの選択の結果ではあるが、子供の存在を考えた場合、正式の婚姻ではないということから障害が生ずるということを彼らは自覚しており、自分たちの選択の結果が子供の人生を阻害することはやはり避けたかったのである。事実婚が増加し始めていたとはいえ、とりわけ子供に焦点を当てた場合、生活原理としては婚姻が正当なものであり、あるべき社会的規範であると、事実婚当事者さえも思い込んでいたのである。日本における事実婚と夫婦別姓の問題について考えたとき、やはりネックとなるのはこのポイントであ

ろう。アイデンティティの重視か、信条か、何らかの事情があるのかはともかく、自らの意思で事実婚を選択しているとはいえ、子供のことを思えば、法的婚姻を選択することになり、節を屈して改姓を受け入れざるをえない。

日本は嫡出子／非嫡出子という区別が残っており、また親（大人）の選択の結果を子供に負わせることを当然視する社会であるから、子供のことを考えれば、好むと好まざるとによらず婚姻を選択せざるをえず、選択しなければ排除されることにもなりかねない。

最後に、この20年の日本の課題は出生率回復、とにかく子供の頭数を増やすことである。そのため、近年ではあれもこれも少子化対策と銘打って、あらぬ方向に迷走している観がある。筆者個人としては少子化を必ずしも悪い現象とは捉えていないが、もし出生率回復を国是とするならば、せめて選択的夫婦別姓の実現を真剣に考えてみてはどうかと思う。

注

- 1) 詳細は、北原零未「個人主義大国フランスにおける〈カップル主義〉と日本における〈婚姻の価値〉」（宮本悟編著『フランス—経済・社会・文化の実相』中央大学出版部、2016年、169-203ページ）参照。
- 2) 『季刊Sexuality』72号、エイデル研究所、2015年、68ページ。
- 3) 岩志和一郎、「婚姻制度—その枠組みと問題点」、北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」編、『結婚 女と男の諸事情』明石書店、2010年、22ページ。
- 4) ただし実際には当然ながら婚姻制度はイエ制度と結びついてきたため、婚姻の自由や両性の平等が保障されていたとはいえない状態ではあった。現在にあっても、どちらの氏でもかまわないとされているものの、実際には圧倒的に女性の改姓が多いことから「夫の氏を称する」と「妻の氏を称する」とでは現実的には大きな違いがあることが指摘されている（笹川、2007）。妻を戸籍筆頭者とするのと、妻の親と養子縁組をすることはまったく別物であるが、それにもかかわらず、妻の姓にすることは養子縁組をすることであると多くの人が勘違いしており、「妻の実家の財産が目当てなのか」といわれたり、「養子縁組＝婿入り＝妻の側に頭が上がらない、立場が弱い」と思われたりする。その背景には「家族の『長』『リーダー』は夫であるべきであるというジェンダー観に縛られた家族観・夫婦観があり、戸籍筆頭者は当然夫であるべきであるという規範の共有が存在している」（笹川、2007）。反対に女性に対しては「自らを家長として夫の上に立ちたい生意気な女」「夫の姓にしたくない妻＝夫の家族を嫌う嫁」という偏見が持たれるとして、同姓主義は結果的に夫婦間の主従関係・上下関係の正当化に貢献していることが指摘されている（笹川、2007）。
- 5) 岩志、前掲書、27ページ。
- 6) 同上。
- 7) 同上。
- 8) 女性裁判官3名を含む計5名が違憲とし、10名が合憲と判断した。
- 9) “平成26年（オ）第1023号損害賠償請求事件平成27年12月16日大法院判決”。裁判所、http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf, 16-20ページ。（参照2017-02-20）
- 10) “夫婦別姓・再婚禁止期間訴訟”。毎日新聞。<http://mainichi.jp/articles/20151217/ddm/001/040/163000c>,（参照2017-02-20）

ただし、同時に選択的夫婦別姓制度については、合理性がないと断ずるものではないとして、国会での議論を促してもいるので、極小さな一歩ではなるものの、わずかには前進したという見方も

- できる。
- 11) “どこまで使えるあなたの「旧姓」”。NHKオンライン解説委員室, <http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/254258.html> (参照2017-02-20)
 - 12) 善積京子『〈近代家族〉を超える—非法律婚カップルの声』, 青木書店, 1997年, 13ページ。
 - 13) 同書, 16ページ。
 - 14) 笹川あゆみ, 「夫婦別姓法律婚を願う女性の意識調査—夫婦別姓希望者は「保守的」か?—」, 『国際ジェンダー学会誌』第6号, 国際ジェンダー学会, 2008年, 174ページ。
 - 15) 非嫡出子の問題については, 2013年に民法上の財産相続差別規定が撤廃された。ただしあくまで相続差別規定が撤廃されたに過ぎず, 嫡出子/非嫡出子の区別は厳然として残されている。2013年の最高裁判決で確認されたのは, 財産相続上の差別規定は違憲であること, と同時に, 嫡出/非嫡出の区別は必要であり違憲ではないこと, である。つまり, 嫡出子と非嫡出子を同じく扱うことは日本社会には馴染まず, 両者を区別することは社会的な要請であるというのである。
 - 16) 笹川, 前掲書, 166ページ, および, 笹川あゆみ, 「夫婦別姓賛成派内の多様性—法改正推進運動は何故盛り上がらないのか—」, 『ジェンダー史学』第10号, 東海ジェンダー研究所, 2007年, 16ページ。
 - 17) 笹川あゆみ, 「夫婦別姓賛成派内の多様性—法改正推進運動は何故盛り上がらないのか—」, 『ジェンダー史学』第10号, 東海ジェンダー研究所, 2007年, 12ページ。
 - 18) 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムの助成金を得, 2013年から2014年にかけて, 東京および九州の既婚女性を対象に行った機縁法による半構造化インタビュー。代表研究者笹川あゆみ, 他2名との共同研究。詳細はKFAW調査研究報告書2014-1『夫婦間の性別役割分業はなぜ変わらないのか—既婚女性へのインタビュー調査から探る—』, 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム, 2015年を参照。
 - 19) この点に関して実は筆者は, 婚姻制度における改姓の強制も人権侵害であるが, 同時に婚姻や養子縁組, その他特段の事情がない限り, 親(イエ)の姓を名乗り続けなければならないのも個人の尊厳に対する侵害であり, 成人に際して新姓選択権が認められるべきであると考えている。
 - 20) “Le concubinage: vos droits”, *Collection les guides* (出版年記載なし), pp. 6-9. 両親ともに認知をしている場合, より早く親子関係が成立した親の姓を継ぐことになるが, 可能なかぎり父親の姓が優先することになっている(ベナバン(2003), 77ページ)。これは, 法的婚姻の場合, 原則として, 妻が夫の姓を名乗り, 嫡出子にも父親の姓が受け継がれることを背景としている。婚姻上の同姓の強制はないものの, 親子関係にあつては, 母親の姓よりも父親の姓に法的・社会的価値が置かれているといえよう。ただ現在では, 母姓や複合姓も増えている。
 - 21) 日本の事実婚とフランスの事実婚は歴史も性質も異なる。しかもフランスには婚外結合(法律婚ではないが結婚のような結合)を指す単語が数多く存在する。しかしながら, 複雑化を避けるため, 本稿では法的婚姻ではないが, 事実上は婚姻に準ずる関係として「事実婚」を用いることとする。
 - 22) Rubellin-Devichi, Jacqueline. “de la famille”, Dalloz Action ed., p. 13.
 - 23) デルマ=マルティ(1974), 9ページ。
 - 24) ベナバン(2003), 73ページ。
 - 25) 事実婚の位置づけや社会的受容については, 北原, 前掲書参照。
 - 26) 二宮(1986), 129ページ。

参 考 文 献

〔欧文献〕

- Percin, Laurence de. (2001), *Le Pacs*, Paris: Éditions de Vecchi S.A.
- Percin, Laurence de. (2003), *Conc binage, Pacs ou mariage, que choisir?*, Belgique: Vuibert.
- Renault-Brahinsky, Corinne. (2003), *Droit de la famille Concubinage, divorce, filiation Pacs et mariage*, Paris: Gualino éditeur.
- Rubellin-Devichi, Jacqueline. (2001), *Droit de la famille*, Liège: Dalloz Action.
- THERY, Irène *L'égalité des sexes et la recomposition des rôles de genre: au cœur des proposition du rapport Filiation*, origines parentalité. 日仏女性研究会, 『女性空間』 第33号, 2016年.

〔邦文献〕

- 北原零未 (2011), 「フランスにおける婚姻とコンキュビナージュ」(『中央大学経済研究所年報』 第42号) 中央大学出版部, 237-254ページ.
- 北原零未 (2014), 「フランスにおける同性婚法の成立と保守的家族主義への回帰」(『中央大学経済研究所年報』 第45号) 中央大学出版部.
- 小泉明子 (2010), 「法律婚と事実婚」井上真理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社, 96-113ページ.
- 笹川あゆみ (2007), 「夫婦別姓賛成派内の多様性—法改正推進運動は何故盛り上がらないのか—」(『ジェンダー史学』 第10号) 東海ジェンダー研究所.
- 笹川あゆみ (2008), 「夫婦別姓法律婚を願う女性の意識調査—夫婦別姓希望者は「保守的」か?—」(『国際ジェンダー学会誌』 第6号) 国際ジェンダー学会.
- デルマ=マルティ, ミレイユ (有地亨訳) (1974), 『結婚と離婚—フランス婚姻法入門—』.
- 二宮周平 (1986), 「フランスの事実婚」太田武男・溜池良夫編『事実婚の比較法的研究』有斐閣, 119-204ページ.
- 日本弁護士連合会編 (2011), 「今こそ変えよう! 家族法 婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える」日本加除出版.
- ベナバン, アラン (早川眞一郎訳) (2003), 「フランス家族法における人的関係」日仏法学会編『日本とフランスの家族観』有斐閣, 70-80ページ.

〔雑誌〕

- Collection les guides “le concubinage vos droits” (出版年記載なし)
- 『季刊Sexuality』 72号 エイデル研究所, 2015年
- なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 『Voice』 2015
- なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 『Voice』 211号 2016年1-2月号/別冊
- なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 『Voice』 211号 2016年3-5月号
- なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 『Voice』 211号 2016年6-8月号/別冊
- なくそう戸籍と婚外子差別・交流会 『Voice』 211号 2016年11-12月号

〔閲覧サイト〕

- “Bilan de 2016”. INSEE. <http://www.insee.fr/fr/default.asp>, (accessed 2017-02-20)
- フランス元老院 (上院). <http://www.senat.fr/basile/rechercheSeance.do>, (accessed 2017-02-20)
- フランス国民議会 (下院). <http://recherche.assemblee-nationale.fr/index.jsp>, (accessed 2017-02-20)
- フランス法務省. <http://www.challenges.fr/file/436/376436.pdf>, (accessed 2017-02-20)

朝日出版社HP. <http://www.asahipress.com>, (参照2017-02-20)

“人口減少の対応は待ったなし—総人口1億人の維持に向けて”. 日本経済団体連合会. https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/037_honbun.pdf, (参照2017-02-20)

“結婚に対する意識”. 厚生労働省. <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-2.pdf>, (参照2017-02-20)

“夫婦別姓・再婚禁止期間訴訟”. 毎日新聞. <http://mainichi.jp/articles/20151217/ddm/001/040/163000c>, (参照2017-02-20)

“恋愛・今活・結婚調査2015”. リクルート. http://bridal-souken.net/data/ra/renaikonkatsukekkon2015_release.pdf, (参照2017-02-20)